

「かがわ女性キラサポ宣言登録制度」実施要領

1 趣旨・目的

グローバル化や少子高齢化が進む社会情勢の中、本県経済が持続的成長を遂げるためには、特に雇用分野での女性の職業能力が必要不可欠である。

このため、女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組みを推進している企業及び団体（以下、「企業等」という。）の自主宣言を促すとともに、その内容を登録し、広く県民に周知することにより、企業等における女性の活躍に向けた取組みを促進することを目的とする「かがわ女性キラサポ宣言登録制度」の実施について、必要な事項を定め、女性の活躍を推進する気運を醸成する。

なお、「かがわ女性キラサポ宣言」とは、働くことを希望する女性が能力を十分に発揮できるよう、キラめきながら働くことのできる環境づくりに向けてサポートする企業等が、その取組みを宣言するものである。

2 宣言の内容

宣言の内容は、次のとおりとする。

- (1) 宣言目標（企業等の現状に則し、自由に設定。但し、最低1つは数値目標を設定すること。）

職場風土の改善、仕事と家庭の両立支援、女性の能力発揮支援、女性の職域拡大、女性の採用拡大、女性の継続就業支援、女性管理職の増加等

- (2) 具体的な取組み

上記目標を達成するに当たっての女性活躍推進の基本的な考え方、具体的な取組みの概要、現状等

3 宣言の対象

宣言の対象は、香川県内に本店、支店、支社、営業所等が所在し、女性の能力発揮を促進するための取組を積極的に推進している企業等とする。

なお、以下の項目に該当しないことを前提とする。

- (1) 宣言時点において、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の義務規定違反がないこと。
- (2) 上記以外の労働関係法令に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上、県に登録するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。

4 応募方法

応募は、香川県電子申請・届出システムもしくは郵送により、所定の様式（様式1及び2）を提出することにより行うこととする。

なお、郵送の場合、原則として、様式2は、rosei@pref.kagawa.lg.jp までメールにて提出すること。

5 その他

- (1) 宣言目標は、県ホームページ等で公表する。（具体的な取組み内容は、希望者のみ公表）

- (2) 宣言目標は、原則1年～5年までの間でそれぞれの企業・団体の現状に応じて設定すること。

なお、宣言目標を変更した場合は、その都度、県に様式1及び2を提出すること。

(3) 管理職の範囲については、慣行的に企業・団体それぞれが決めたものに拠ること。

(4) 宣言内容の個人情報、適切に管理し、宣言の目的以外の用途には使用しない。

(5) この宣言内容を達成した企業等を対象として、年度ごとに「かがわ女性キラサが大賞」として、県が女性活躍推進企業等表彰を行う。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月3日から施行する。